

テーマ：医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始について

■いよいよ、「医師の働き方改革」における医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用が2024年4月からスタートします。適切な雇用管理を通じて勤務環境を改善し、働く医師の健康を守り、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を維持していくための取り組みです。

●2024年4月からの新しい医師の働き方のルール<時間外労働の上限規制>

・2024年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は原則として年960時間が上限となります(A水準)。医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を担ってもらう必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。

| 指定の種類 | 長時間労働が必要な理由 | 年の上限時間 |
|-------|--------------------------------|---------------------------|
| (A水準) | 原則（指定取得は不要） | 960時間 |
| 連携B水準 | 他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため | 通算で1,860時間 (各院では960時間) |
| B水準 | 地域医療の確保のため | 1,860時間 |
| C-1水準 | 臨床研修・専門研修医の研修のため | 1,860時間 |
| C-2水準 | 長時間修練が必要な技能の修得のため | 1,860時間 |

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。

※1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

出典：厚生労働省 医師の働き方改革 2024年4月までの手続きガイド

併せて、健康確保のためのルール(勤務医が確実に休息を取ることができるよう、退勤から翌日の出勤までに原則9時間空ける「勤務間インターバル制度」や1ヶ月の時間外・休日労働時間が100時間以上となることが見込まれる医師に対する「面接指導」)も始まります。

●今後求められる医療機関の対応

・2024年4月以降、各医療機関は労働時間の正確な把握のもと、**上限規制の遵守と面接指導等の追加的健康確保措置の確実な実施**が求められます。

また、特例のうち、B・連携B水準は2035年度末までの廃止を目標としていることから、特例水準の指定を受けた医療機関は段階的に医師の労働時間の短縮を進める必要があります。

東京都医療勤務環境改善支援センター(以下「勤改センター」といいます。)では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345 (平日9時30分から17時30まで)

詳細はこちらから検索! ⇒

東京都 勤務環境

検索

勤務環境かいぜんサポートナビ

